

道路運送法第9条第4項、及び同法施行規則第9条
第2項に掲げる協議が調っていることの証明書 (案)

令和2年7月16日開催の稲美町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1 協議が調っている路線又は営業区域

稲美町全域

(ただし、バス停から半径300mは路線バスを利用可能なエリアとし、そのバス停と同一沿線上のバス停の半径300m以内では降車できないものとする)

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

区域運行 (発地及び着地のいずれもが上記営業区域内であること。)

3 協議が調っている運賃 (料金) の種類、額及び適用方法

1 乗車あたりの運賃は下記のとおりとする。

分類	金額
一般	400円
小学生 満65歳以上の人 障害者手帳 (身体・療育・精神) を持っている人 要介護・要支援の認定を受けている人 母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の人	200円
未就学児	無料

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	令和2年12月1日から令和4年3月31日まで
運行日	土日祝祭日、年末年始 (12月29日～1月3日) を除く平日のみ運行
運行時間	午前8時30分から午後3時まで
運行便数	1日4便
使用車両	受託者が所有する乗客4名定員の普通乗用車 (セダン型車両) 及び乗客8名定員のジャンボタクシーで一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する車両
車両台数	2台を原則とし最大5台
運行主体	ルミナスタクシー株式会社

令和 2年 月 日
稲美町地域公共交通会議
主宰者 稲美町長 古 谷 博